

# 住民税（町民税）（県民税）の制度が

## 一部変わります

平成18年度分（今回の申告分）から、町・県民税の制度が一部改正されました。

税制改正の主な内容は、次のとおりです。（これにより、昨年と所得が同じでも、昨年まで非課税だった方が課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。）

### ◇定率減税額の引き下げ

所得割の定率減税額が、15%相当額（限度額4万円）から、7・5%相当額（限度額2万円）に引き下げとなります。

### ◇老年者控除の廃止

65歳以上で、合計所得が1千万円以下の方に認められていた、老年者控除48万円が廃止されます。

### ◇公的年金等控除額の引き下げ

65歳以上の方に對する公

的年金等控除額が、左表のとおり改正されます。なお、65歳未満の方については変更はありません。

■65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の算出方法

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得金額
330万円未満	A-120万円
330万円以上 410万円未満	A×0.75 -37万5千円
410万円以上 770万円未満	A×0.85 -78万5千円
770万円以上	A×0.95 -155万5千円

### ◇老年者の非課税措置の廃止

65歳以上で、合計所得が125万円以下の方の非課税措置が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、前年（今回の申告の場合）は

### 確定申告はお済みですか

- 平成17年分の所得税と贈与税の申告と納税の期限は3月15日までです。
- ◆確定申告期間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。
- ◆期限内に申告や納税をしなかったり誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税なども納めなければならない場合がありますのでご注意ください。
- 国税庁のホームページで確定申告書等の作成ができます。【アドレス】<http://www.nta.go.jp>

### 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は3月31日まで

個人の消費税の課税事業者は、3月31日までに平成17年分の「消費税及び地方消費税の確定申告書」を提出するとともに納税を済ませなければなりませんのでご注意ください。

- 課税事業者とは
  - ◆平成15年分（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えている事業者
  - ◆上記以外の事業者で「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者
- 消費税の口座振替について
  - ◆消費税の納税も銀行・郵便局等の金融機関の預貯金口座から振替納税ができます。希望される方は、税務署又は金融機関窓口で3月31日までに手続きをお済ませください。
- 申告書への附表の添付について
  - ◆申告書には、課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する附表（明細書）を添付する必要がありますのでご注意ください。
- 不明な点については、東金税務署（0475-52-3121）にお問い合わせください。

17年）の合計所得が125万円以下の場合、次のとおり段階的に課税されます。

・均等割	町民税 1000円
▽平成19年度	県民税 300円
・所得割	税額の3分の2を課税
・均等割	町民税 2000円
▽平成20年度以降	県民税 600円
・所得割	全額を課税
・均等割	町民税 3000円
県民税	1000円

◇妻の均等割の非課税措置廃止  
町内で生計を一にする夫婦のどちらにも均等割が課税される場合、妻には平成17年度は段階的に半額が課税されましたが、平成18年度からは妻の均等割額が全額の4000円（町民税3000円、県民税1000円）となります。

※問い合わせ先  
税務課  
☎ 82-8804-8805